

令和 7 年厚木市農業委員会 5 月定例総会議事録

日 時 令和 7 年 5 月 26 日 月曜日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

3 番 内 海 則 行

5 番 曾 根 義 久

7 番 鈴 木 好 弘

9 番 清 田 徳 治

11 番 中 丸 豊

2 番 早 川 暁

4 番 井 上 慎 一

6 番 高 澤 友紀子

8 番 三 橋 澄 夫

10 番 大 矢 和 人

12 番 松 前 進（会長職務代理者）

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主査

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告10件）
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について（報告6件）
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告1件）
- 4 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について（報告2件）
- 5 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について（報告2件）
- 6 議案第22号 新規就農者の認定について（報告1件）
- 7 議案第23号 農用地利用集等促進計画作成の要請について（報告44件）

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和7年厚木市農業委員会5月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の鈴木好弘委員、8番の三橋澄夫委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、4月11日から5月12日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、3件、5筆、面積は981平方メートルでございます。

法第5条につきましては、7件、11筆、面積は2,442.30平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、10件、16筆、面積は3,423.30平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、4月11日から5月12日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は6人、筆数は延べ40筆、面積は延べ20,975.19平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのAさん、対象地は三田字島畑1筆、登記地目は田、面積は1,408平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和47年頃から資材置場として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に現地確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象地は猿ヶ島字西久保1筆、現況地目は畑、面積は694平方メートルです。

渡人は山際にお住まいのBさん、受人は上依知にお住まいのCさんです。

農業経営安定のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、妻、子2人及び弟の5人です。

続いて2番でございます。

対象地は戸田字立葭2筆、現況地目はともに田、合計面積は1,157平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのDさん、受人は戸田にお住まいのEさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

なお、1番、2番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程5、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1 番でございます。

対象地は下依知字神明 1 筆、登記地目は畑、面積は1,625平方メートルです。

受人は千葉県松戸市小金原 9 丁目の株式会社 F、代表取締役 G さん、渡人は関口にお住まいの H さんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に依知南地区市民センターが存する第 3 種農地です。

受人は千葉県松戸市で自動車の中古車販売及びカーリース業を主な事業として営む法人で、カーリース事業の拡大に伴い、リース車両を増大するため、現在使用している車両置場が手狭になり、新たな車両置場が必要になったことから申請されました。

申請地の東側は畑及び道路、西側、南側及び北側は畑に接しております。

東側に出入口を設け、全面転圧・砕石敷きをする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、東側の道路に接する面を除いた全てに鋼板柵を新設し、土砂、雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

2 番でございます。

対象地は棚沢字山付 1 筆、登記地目は畑、面積は1,061平方メートルです。

受人は東京都八王子市山田町の株式会社 I、代表取締役 J さん、渡人は棚沢にお住まいの K さんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第 2 種農地です。

受人は、東京都八王子市に事業所を置く土木・建設業を主な事業として営む法人で、事業拡大のため市内に新たな資材置場が必要となり、申請されました。

申請地は東側、南側及び北側は道路、西側は資材置場に接しております。

東側の南端に出入口を設け、全面転圧・砕石敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除く東側及び北側の道路に接する部分には、法面に崩壊防止保護となる芝シートを貼り、法の上に鋼板柵を設置します。また、南側の道路に接する部分については、道路境界部分が一番高くなるように申請地側へ下り勾配を設け、西側の隣接資材置場との境界には、隣接地側の既設 R C 擁壁により、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

<井上慎一委員>

1 番について、申請地の西側はかなり高く、東側はかなり低くなっているの、東側の道路や田へ土砂等が流出してしまう。被害防除措置として鋼板柵は設置されるようだが、この程度の構造物では抑えきれないのではないか。

<農地管理係主査>

造成計画平面図では、申請地内は盛土・切土により高低差を無くし、勾配は緩やかな、平らに近いものとなる計画となっております。

また、申請地内勾配の下側にあたる南側及び東側出入口部分に、雨水浸透枳及びトレンチ管を設置し、雨水・表流水が敷地内浸透となるような、市まちづくり条例による指導もなされていることから、問題ないものと認識しております。

<井上慎一委員>

少し盛土・切土をした程度では平らにならないと思う。
地域でもこれはとても心配されている。

<農地管理係主査>

市住みよいまちづくり条例による指導と基準等を満たした計画はあるものの、井上委員及び地域の方々の御心配や御指摘は真摯に受け止めておりますので、市の開発指導担当課や申請者には、改めて確認し、必要に応じて指導いたします。

<井上慎一委員>

施工されてしまってからでは遅いので、是非とも厳しく指導をお願いします。

<議長>

井上委員や地域の方々の心配は理解できるので、申請者はしっかり対応することを条件とさせてもらいたいです。

<農地管理係主査>

市住みよいまちづくり条例による市担当課や申請者への進言はもとより、農業委員会としても改めて、指導、注視いたします。

<議長>

よろしくお願いします。
他に質問はありませんか。

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 5、議案第21号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 5、議案第21号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 6、議案第22号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第22号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 1 件でございます。

申請人は、上荻野にお住まいの L さんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 1 号に規定する「J A あつぎ農業塾 基礎コース10箇月間」を修了後、厚木市都市農業支援センターが設定した農家研修14箇月間を修了しております。

障がい者の雇用を通じて、障がい者の働く場所を提供したいとの思いで、就農を志しておられます。

耕作予定地については、日程 7、議案第23号で御審議いただきますが、上荻野字清田谷 4 筆、現況地目は全て畑、合計面積は2,739平方メートルでございます。

通作距離は、約 1 キロメートル、車で 5 分ほどでございます。

作目は、ネギやナス、ニンニクなどの育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第22号「新規就農者の認定」について、許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 6、議案第22号「新規就農者の認定」については、許可することに決しました。

次に、日程 7、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。

なお、本議案の 1 番については三橋澄夫委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、三橋澄夫委員の退出を求めます。

〔三橋澄夫委員退室〕

〈議長〉

それでは、日程 7、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についての 1 番について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただ今議題となりました、議案第23号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についての 1 番について、御説明申し上げます。

1 番でございます。

農地中間管理機構からの転借人は、小野にお住まいのMさんです。

対象地は小野字神明前 2 筆、現況地目はともに畑、合計面積は1,185平方メートルでございます。

利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の設定で、農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行でございます。

なお、転借人については農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農地中間管理事業の促進に関する法律に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 1 番について、原案のとおり決定されました。

ここで、三橋澄夫委員を入室させてください。

〔三橋澄夫委員入室〕

<議長>

それでは、日程 7、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についての 2 番から22 番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についての 2 番から22番についてご説明申し上げます。

今月は、貸借の開始期が、7月1日のものについてお諮りいたします。

「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、22件、45筆、合計面積は30,792.47平方メートルでございます。

備考欄にはすべて「新規」と記載しておりますが、今月からは表記を若干変更し、これまでの農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行については「移行」と表記し、初めての貸し借りのみ「新規」と記載しております。

つきましては、農業経営基盤促進法に基づく利用集積計画からの移行が15件、新規が7件でございます。

全て使用貸借権の設定で、設定期間については、3年間が20件、6年間が1件、6年8箇月間が1件でございます。

次に、「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」、こちらは、農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定の案件となりますが、案件としましては、21件、43筆、合計面積は29,607.47平方メートル。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行が15件、新規が7件でございます。

全て使用貸借権の設定で、設定期間については、3年間が20件、6年間が1件、6年8箇月間が1件でございます。

なお、転借人については農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第

18条第5項に規定する要件を満たしているものとございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の2番から22番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第23号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の2番から22番について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年厚木市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

令和7年5月26日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
